

長崎市監査公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年8月27日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	西	田	実	伸
同	山	口	政	嘉

1 監査の種類

財政援助団体等監査（平成31年2月5日付 長崎市監査公表第1号）

2 監査の期間

平成30年8月2日から平成31年1月28日まで

3 措置を講じた部局等

区分	団体名称	部局名	所属名
指摘	一般財団法人 長崎市野母崎振興公社	南総合事務所	地域福祉課
			地域整備課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
一般財団法人 長崎市野母崎振興 公社 (地域福祉課)	(1) 評議員会について ア 決算に係る評議員会への監事の出席について 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 190 条において、理事及び監事は、評議員会において、評議員から説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないと規定されている。しかし、決算に係る評議員会に理事長及び専務理事は出席しているが、監事が出席していない。 決算に係る評議員会へは、監事も出席されたい。	令和元年 5 月 3 0 日開催の評議員会に、監事 2 名中 2 名が出席したことを確認した。
一般財団法人 長崎市野母崎振興 公社 (地域福祉課)	イ 評議員会の招集について 法人法第 181 条の規定により、評議員会を招集する場合には理事会の決議により、同条第 1 項第 1 号に規定する日時、場所、第 2 号に規定する目的である事項及び第 3 号に規定する法務省令で定める事項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 58 条に規定する評議員会の目的である事項に係る議案の概要）を定めなければならないが、事前に理事会において必要事項が定められていない。 評議員会を招集する場合には、事前に理事会において必要事項を決議されたい。	令和元年 5 月 1 6 日開催の理事会にて、評議員会で審議事項の承認を得たことを確認した。
一般財団法人 長崎市野母崎振興 公社 (地域福祉課)	(2) 貸借対照表の公告について 法人法第 199 条において準用する第 128 条に規定する貸借対照表の公告を、定款第 44 条に規定する主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行っていない。 法人法及び定款の規定に基づき貸借対照表を公告されたい。	平成 3 0 年度の貸借対照表について、公社入口の掲示板にて告示していることを確認した。

所属名	指摘	措置
一般財団法人 長崎市野母崎振興 公社 (地域整備課) ※総合運動公園分	(2) 備品の管理について 総合運動公園、Alega 軍艦島及び軍艦島資料館の基本協定書の 仕様書において、市が所有する備品については、備品台帳を備え て適正に管理しなければならないと規定されているが、備品台帳 を公社に提供していない。 備品台帳を提供し、適正な備品管理を行われたい。	指摘に対し備品台帳を提供し管理備品のチェックを行って、今 後の管理方法について改善を図り適正な備品管理を行うこととし た。